



島根県報

平成30年2月16日（金）

号外第12号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第72号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員		
県 道	美都澄川線	益田市美都町山本イ 1231番1地先から同イ 2340番地先まで	前	メートル 3.48～ 20.96	メートル 25.00	益田県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	5.72～ 25.00	25.00	

島根県告示第73号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美都澄川線	益田市美都町山本イ1231番1地先から同イ2340番地先まで	メートル 25.00	平成30年 2月16日	益田県土整備事務所	
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村椈谷831番6地先から同地先まで	122.00	平成30年 2月16日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	